

第 8 8 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和元年 9 月 2 日 開会

令和元年 9 月 6 日 閉会

南 部 町 議 会

第 88 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（9月2日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会及び開議の宣告	4
○議会運営委員会委員長の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	6
○報告第12号及び報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○報告第14号の上程、説明、質疑	13
○報告第15号の上程、説明、質疑	14
○議案第70号から議案第87号の上程、委員会付託	15
○散会の宣言	16

第 2 号（9月3日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
○職務のため出席した者の職氏名	18

○開議の宣告	19
○一般質問	19
山田賢司君	19
中舘文雄君	27
○散会の宣告	33

第 3 号 (9月6日)

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○職務のため出席した者の職氏名	38
○開議の宣告	39
○議案第70号から議案第87号の委員長報告、討論、採決	39
○議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第89号から議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
○議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	63

○議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○常任委員会報告	67
○日程の追加	68
○町長追加提出議案提案理由の説明	68
○報告第16号の上程、説明、質疑	70
○議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○閉会の宣言	75
○署名議員	79

令和元年9月2日（月曜日）

第88回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第88回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年9月2日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 6 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 報告第14号 青森県新産業都市建設事業団の決算報告について
- 第 8 報告第15号 平成30年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の
報告について
- 第 9 議案第70号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第71号 平成30年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第72号 平成30年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第 12 議案第73号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第74号 平成30年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第75号 平成30年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第76号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第77号 平成30年度南部町病院事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定につ
いて
- 第 17 議案第78号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第79号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第80号 平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第81号 平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 21 議案第82号 平成30年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第83号 平成30年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第84号 平成30年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第85号 平成30年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第86号 平成30年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 26 議案第87号 平成30年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
4番	坂本典男君	5番	滝田勉君
6番	西野耕太郎君	7番	山田賢司君
8番	八木田憲司君	9番	中舘文雄君
10番	工藤正孝君	11番	夏堀文孝君
12番	沼畑俊一君	13番	根市勲君
14番	工藤幸子君	15番	馬場又彦君
16番	川守田稔君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	金野貢君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君

農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	松 橋 悟 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君	代表監査委員	山 口 裕 貢 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
主 査	坂 本 裕 昭		

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第88回南部町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、8月23日議会運営委員会を開催し、第88回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告4件、平成30年度決算審査18件、条例など10件、令和元年度補正予算8件であります。

平成30年度決算につきましては、決算特別委員会を設置し、審査を付託することにしました。そのほかの案件として常任委員会報告があります。

一般質問は、2名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、9月2日から9月6日までの5日間としました。なお、会期中、9月4日、5日は、決算特別委員会のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしく申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番西野耕太郎君、7番山田賢司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会のとおり、本日、9月2日から9月6日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月6日までの5日間に決定しました。

お諮りします。

ただいま決定されました5日間の会期中、9月4日、5日は決算審査のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの2日間は、休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりですので朗読は省略します。

なお、監査委員より、平成30年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が報告4件、議案は、決算認定18件、条例等10件、補正予算8件、ほかに、常任委員会報告などがあります。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） おはようございます。

それでは、9月定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第88回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚く御礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

先ずは、昨日開催されました第27回青森県民駅伝競走大会についてであります。町の部3連覇を目指しておりました「南部町チーム」は、宿敵「東北町」に敗れ、惜しくも町の部2位、総合では、8位という結果でありました。追われる立場としての重圧の中、選手の皆さんは、2連覇中のチームの一員としての誇りをタスキに込めて、非常に堂々とした見事な走りを見せてくれたものと思っております。敗れたとはいえ、町の部2位という好成績をもたらしたのは、選手一人ひとりの努力の積み重ねであることはもちろんのこと、チーム全体の結束力の力であると感じているところであります。町民の皆様に感動を与えてくれた選手団、及び関係者の皆様には、心からの拍手を贈るとともに、来年度の大会での巻き返しを期待し、町民の皆様とともに応援してまいりたいと考えております。

次に、現在の農作物の生育状況であります。水稲につきましては、6月から7月中旬にかけての低温と、日照不足による生育への影響が心配されましたが、梅雨明け後には天候に恵まれ、出穂も平年より一日ほど早まっており、順調に生育しているものと見られております。

また、りんごにつきましては、各品種とも平年を上回る果実肥大となっており、順調な生育状況とのことであります。病虫害の発生は、全般に少ない状況であるとのことでありますが、今後

も「黒星病」等について、県や農協など、関係機関と連携し、周知・対策などを徹底してまいりたいと考えているところであります。

さて、当町や三戸町、八戸市など、南部氏にゆかりのある7つの自治体が連携し、お城版の御朱印として「御城印」を製作し、それぞれの史跡などで、7月13日から販売を開始いたしました。当町、聖寿寺館跡の「御城印」には、13代南部守行公の肖像画に描かれた南部氏の家紋である「向鶴」があしらわれており、販売している館跡案内所には、「御城印」を求める多くの人々が訪れ、すでに500枚以上の好調な販売実績を記録しており、近年、全国的に広がりを見せている「お城ブーム」が波及するよう、南部氏ゆかりの7市町がしっかりと手を携え、お互いに相乗効果が表れることに期待を寄せるものであります。また、大型掘立柱建物跡が確認されるなど、聖寿寺館跡における、ここ数年の目覚ましい発掘成果に、多くの人々が関心を寄せているところでもあり、新たな関係人口の掘り起こしに期待するところでもあります。

さて、昨年7月の西日本豪雨の教訓を受け、国は、災害の危険度や、住民の取るべき行動を数字で表す「警戒レベル」の運用を始めており、今後は、当町でも、警戒レベルを用いた避難情報を発令することとしております。今年も、梅雨前線や台風の影響により、九州地方など、豪雨被害が相次いで発生しており、当町におきましても、これから本番を迎える台風シーズンを前に、職員に対し、迅速かつ的確な対応ができるよう、各課における災害時の動きについて、今一度確認するよう指示したところでもあります。常に備える態勢を崩すことなく、また、馬淵川の治水対策には、引き続き万全を期してまいりたいと考えておりますので、災害に強い「安全・安心な南部町」の確立のため、議員各位のご指導・ご協力をお願い申し上げます。

広報なんぶちょう8月号でお知らせいたしました、南部町統合庁舎の実施設計が完成し、令和2年度末の完成を目指して、着実に準備を進めているところであります。「地域がつながり、町民がつながる、集うながく愛される庁舎を目指して」をコンセプトに作業を進めてまいりましたが、町民の皆様、真に愛される庁舎であるためには、中にいる職員が、訪れた皆様から親しまれ、信頼される存在でなければならないものと思っております。

私が、常日頃から申し上げておりますとおり、先ずは、あいさつを徹底することはもちろんのこと、より良い接遇態度で良好なコミュニケーションを構築できる職員であることが求められます。こうした土台の上に、急激な社会経済情勢の変化や、町民の皆様のニーズを的確にとらえる能力、また、「常に町民のために」を念頭に、課題を解決することのできる高い政策能力が養われるものと考えており、各種研修などを通じて、人財育成に努めてまいり所存であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります、報告4件、平成30年度決算の認定

18件、条例の制定等10件、令和元年度一般会計ほか、各特別会計の補正予算案が8件の、合わせて40件でございます。順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第12号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号））、及び、報告第13号、令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）であります。故障した老健なんぶの給湯ボイラー、及び暖房用ボイラーの更新費用を、一般会計から介護老人保健施設特別会計に繰り出すものであり、両会計の歳入歳出予算の総額に1千779万5千円を追加し、一般会計予算の総額を112億1,173万2千円に、介護老人保健施設特別会計予算の総額を3億5,508万8千円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第14号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてであります。事業団の平成30年度決算状況について、決算書、及び付属書類を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第15号、平成30年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度の南部町の財政の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率と、平成30年度南部町の各公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。平成30年度南部町財政の健全化判断比率につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がなく、実質公債費比率も早期健全化基準の25%を大きく下回っていることから、監査委員からは、是正改善を要する事項について「特に指摘すべき事項はない」との審査意見をいただいております。引き続き財政の健全化に努めてまいりたい所存であります。

次に、議案第70号から議案第87号までであります。平成30年度の各会計決算18件につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては、会計管理者、及び担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第70号、平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ105億2,202万9千円で、これに対し収入済額は104億1,122万6,454円、支出済額は99億1,413万7,961円となりました。この結果、歳入歳出差引額は4億9,708万8,493円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億4,749万円を除いた実質収支額は3億4,959万8,493円であり、このうち地方自治法の規定により財政調整基金に2億3,000万円、減債基金に1,000万円の、合わせて2億4千万円を積み立てしております。監査委員からは「財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも町税や

使用料等の徴収対策を強化し、収入未済額の解消に努め、歳入の確保を図るとともに、行財政運営にあたっては、将来を見据え合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、複雑多様化する行政需要や、少子高齢化・人口減少への的確な対応など、更なる行政サービスの充実を図っていく所存でございますので、議員各位のご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。なお、平成30年度の主要施策の成果につきましては、別冊で「行政報告書」としてお手元に配付しておりますので、決算審議のご参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第88号、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第89号、南部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第90号、南部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、及び議案第91号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての3件であります。地方公務員法、及び地方自治法の一部を改正する法律が、来年4月1日から施行されることに伴い、同法により創設された会計年度任用職員制度に対応するため、関係条例を整備するものであります。

次に、議案第92号、南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、女性の社会での活躍を推進する観点から、住民票等と同様に印鑑登録証明書に旧姓の記載ができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第93号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に関連する内閣府令等の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等の諸基準、及び利用者負担を定めている2件の条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第94号、南部町健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険制度の改正により居宅介護支援事業所の指定権限が県から町に移譲され、町内事業所の適正な運営を指導・監督する必要が生じたことなどから、町直営の「南部町居宅介護支援事業所」を廃止することとし、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第95号、財産の処分についてであります。宅地分譲によりチェリータウン桜場の土地を処分することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号、町道の路線認定についてであります。チェリータウン桜場内に新設される道路を町道として認定することについて、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号、南部町過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。過疎対策事業債を活用するため、町道2路線と医師住宅建設事業を計画に追加するものであり、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第98号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に2億203万円を追加し、予算の総額を114億1,376万2,000円とするものであります。

次に、議案第99号、令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に1,978万7,000円を追加し、予算の総額を22億7,975万6,000円とするものであります。

次に、議案第100号、令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に3,002万5,000円を追加し、予算の総額を27億5,051万3,000円とするものであります。

次に、議案第101号、令和元年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額から41万円を減額し、予算の総額を2,636万4,000円とするものであります。

次に、議案第102号、令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に124万3,000円を追加し、予算の総額を2億2,225万9,000円とするものであります。

次に、議案第103号、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に810万円を追加し、予算の総額を2億8,080万円とするものであります。

次に、議案第104号、令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に765万円を追加し、予算の総額を2億5,615万円とするものであります。

次に、議案第105号、令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から801万8,000円を減額し、予算の総額を3億4,707万円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行

に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に「専決処分した事項の報告について」、「工事請負契約の締結について」、及び「南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について」の案件を追加させていただき予定でありますので、付け加えさせていただき提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第12号及び報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。

日程第5、報告第12号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号））、及び日程第6、報告第13号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号））の報告2件を一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 「異議なし」と認めます。

報告第12号、及び報告第13号の報告2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野 貢君） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第12号、及び報告第13号について、一括でご説明申し上げます。

1ページの下段、処分理由に記載のとおり、老健なんぶのボイラーが故障し、この更新を早急に行う必要があったことから、一般会計におきましては、特別会計への繰出金を計上し、介護老人保健施設特別会計では、更新に係る工事費を追加する旨、それぞれ専決処分により補正したものでございます。

3ページをお開き願います。専決第3号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の総額に1,779万5,000円を追加し、総額を112億1,173万2,000円とすることについて、令和元年7月25日付で専決処分を行いました。

10ページ、11ページをお開き願います。この度の補正の財源としまして、9款地方交付税を1,779万5,000円追加して対応しております。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。歳出は、3款1項5目老人福祉施設費の繰出金に1,779万5,000円を追加してございます。

次に、15ページをお開き願います。報告第13号でございます。処分理由につきましては、一般会計と同じ理由でございます。

次に、17ページをお開き願います。専決第4号、令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の総額に1,779万5,000円を追加し、総額を3億5,508万8,000円とすることについて、一般会計と同じく令和元年7月25日付で専決処分を行いました。

次に、24、25ページをお開き願います。歳入の4款繰入金は、一般会計からの繰入金を1,779万5,000円追加しております。

26、27ページをお開き願います。歳出は、1款1項1目一般管理費の15節にボイラー改修工事費として1,779万5,000円を追加しております。

以上、専決処分を行った報告2件につきまして、地方自治法の規定に基づき議会の承認を求めらるるものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第12号、及び報告第13号を一括して採決します。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第12号、及び報告第13号は、原案のとおり承認されました。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第7、報告第14号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野 貢君） それでは次に、説明資料のほうをご準備ください。

説明資料の1ページをお開き願います。報告第14号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてご説明申し上げます。

平成30年度の決算状況について、地方自治法の規定に基づき報告するもので、議案書の方に綴られております決算概要資料のほか、別冊としまして特定事業、及び特定事業以外の各決算書、附属書類、決算審査意見書、資金不足比率審査意見書と多くの書類をお配りしているところですが、本日はこの資料で説明をさせていただきます。

事業団は、青森県、及び県南8市町で構成されておまして、特定事業につきましては、金矢工業団地は、青森県からの委託。桔梗野、及び八戸北インター工業団地は、八戸市からの委託。百石住宅団地は、おいらせ町からの委託を受けまして事業を行っているものでございまして、資料記載のとおり決算状況となっております。

ページの一番下に記載されてありますとおり、南部町は、事業団に対し平成30年度において17万7,000円を負担しておりますが、この負担金は、2つ目の丸、特定事業以外の事業のうち、
(1) 一般管理会計として、事業団の管理運営を行う経費に対し負担しているものでございまして、決算としましては、歳入3,495万3,048円、歳出507万9,151円で、差し引き2,987万3,897円は翌年度へ繰り越しとなるものでございます。

これら事業団の決算に対する決算審査の結果としては、「歳入歳出ともに正確、公正、かつ、適正に行われている」との意見書が監事から提出されているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。

これで報告第14号を終わります。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第8、報告第15号、平成30年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野 貢君） 説明資料の2ページをお開き願います。

報告第15号、平成30年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の健全性を判断するため、平成30年度決算における比率につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、健全化判断比率につきましては、一般会計に学校給食特別会計とチェリウス特別会計を合わせた普通会計ベースにおける各種比率を算出したもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも黒字でありましたので、ハイフンとしてございます。実質公債費比率は、8.2%となり昨年度より0.4ポイント改善しております。将来負担比率につきましては、将来負担額に対し充当可能財源が上回っていることからハイフンとしてございます。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、病院事業会計をはじめ全ての公営企業会計において資金不足が生じていないことから、いずれもハイフンとしてございます。

以上の健全化判断比率及び資金不足比率に対し、監査委員からは「いずれも特に指摘すべき事項はない」との意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。

これで報告第15号を終わります。

◎議案第70号から議案第87号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） お諮りします。

日程第9、議案第70号から、日程第26、議案第87号までの平成30年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案18件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第70号から、議案第87号までの議案18件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議題としました議案第70号から、議案第87号までの議案18件については、委員会条例第6条の規定による議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第70号から、議案第87号までの平成30年度南部町各会計決算認定についての議案18件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決

定しました。

なお、決算特別委員会の委員長、及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長、及び副委員長を互選するための決算特別委員会を、この席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催いたしますのでご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

なお、9月3日、午前10時から本会議を再開します。

本日は、これで散会します。

（午前10時38分）

令和元年9月3日（火曜日）

第88回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第88回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年9月3日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

7番 山 田 賢 司

1. 商工業の振興策について
2. 森林環境税について

9番 中 舘 文 雄

1. 町道の整備、維持管理について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
4番	坂 本 典 男 君	5番	滝 田 勉 君
6番	西 野 耕太郎 君	7番	山 田 賢 司 君
8番	八木田 憲 司 君	9番	中 舘 文 雄 君
10番	工 藤 正 孝 君	11番	夏 堀 文 孝 君
12番	沼 畑 俊 一 君	13番	根 市 勲 君
14番	工 藤 幸 子 君	15番	馬 場 又 彦 君

欠席議員（1名）

16番 川守田 稔 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	金 野 貢 君

交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君
農林課長	東野成人君	商工観光課長	中里司君
建設課長	松橋悟君	会計管理者	野月正治君
医療センター事務長	佐々木大君	老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	夏堀勝徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂由美子	班長	小林京子
主査	坂本裕昭		

◎開議の宣告

- 議長（馬場又彦君） これより第88回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者、並びに答弁者は、簡潔明瞭にご発言願います。なお、通告外の質問は行わないようにお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

7番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（7番 山田賢司君 登壇）

- 7番（山田賢司君） おはようございます。

9月末で任期満了になります。今議会が最後の議会となります。議員として何度かこの場に立たせていただき、質問させていただきました。その中でも、きょうは大変緊張しております。質問の機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

さて、8年間の議員活動を振り返ってみると、一番に残ることは東日本大震災であります。多くの方が津波で亡くなり、そのほかには東京電力の原発事故など、今まで経験したことがないような災害に見舞われました。「がんばろう！東北」の合い言葉に、当町でも山田町への災害支援を行いました。この年の9月に私は議員になりました。震災は、私が議員になろうと考えた一つの要因でもあります。そのときの熱意、思いが今もあると言えようそになるかもしれません。そのときの気持ちを思い返し、政治活動をしてきたつもりでございます。

震災は日本経済にも打撃を与えました。そういう中で政権が変わり、日本経済は徐々に上向き、景気も上向き、その継続期間はいざなぎ景気を抜きました。しかしながら、当町においてその実感している人は少ないのではないのでしょうか。その大きな理由として、高齢化、人口減少がございいます。これは地域の消費、購買力を下げ、生産力を低下させてしまいます。少子高齢化という言葉は、地域の元気をなくする言葉のように私は感じています。

しかしながら、高齢者の方々の中にはまだまだ元気で活躍している方が多くおります。地域活動をしている若者もいます。私は、そういう人たちの意見や考えを聞き、活動してこれからもいききたいと考えております。

さて、今回、私は大きく2つの質問をさせていただきます。

1つは、商工業の振興策であります。

国は今、地方や中小企業者に目を向けてきました。後継者不足を補うために優遇税制を施したり、継続支援のための助成金を出したり、創業支援をしております。南部町でも商工業支援のために独自にさまざまな施策を講じていますが、その施策の内容と実績はどのようになっているのかお聞きいたします。

また、これから先も人口減少は続くと思いますが、中でも生産人口の減少はますます大きな課題になると思います。最近では労働力不足が多く産業で言われるようになりました。労働者の不足は、経済を押し下げる大きな要因の一つです。このことについて現状をどのように認識しておりますか。また、この問題について何か考えておられる政策はございますか。お聞きします。

2つ目の質問は、森林環境税についてであります。

今、世界的に騒がれている地球温暖化を抑制するため、国は、二酸化炭素の吸収源として森林の整備を目的として、森林環境税を導入することを決定しました。今年度より森林環境譲与税が当町にも交付されます。今年度は森林台帳の整備等に使われると聞いていますが、数年後には、仮称ですが森林環境税となる予定です。これは、期間が定められている、震災の復興に充てるための現在国民1人から1,000円を徴収している税を継続して徴収し、森林環境の整備に充てるものです。

本税になった場合、当町に納税される額はどのくらいになりますか。この税は目的税でありますから、用途については限られると思います。この先どのような用途を考えておられますか。お聞きします。

以上、2つの質問をさせていただきました。今、南部町は人口減少対策のため施策を講じています。少しでも歯どめがかかり、将来の夢が語れる南部町になることを願い、私の質問を終わります。

ます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、「商工業の振興策について」お答え申し上げます。

まず、当町が実施しております商工業の振興のための政策と実績についてであります。おおむね次の6種類の事業を実施しているところであります。

1つ目は、商工会支援施策として、商工会関連事業に対する補助を実施し、商工業者の経営力強化、地域経済の活性化などに取り組んでおり、平成30年度の実績として、南部町商工会補助金が795万円、商品券発行事業補助金が395万5,000円、達者村宅配事業補助金が580万円であります。

次に2つ目は、中小企業融資対策として、小規模事業者経営改善資金融資制度による借入金の利息の補給や公的資金融資制度による借り入れに際し、青森県信用保証協会に対して支払う保証料の補給を実施しており、平成30年度の実績として、小規模事業者経営改善資金利子補給金が78件で356万円、中小企業融資制度保証料補給金が15件で約150万円であります。また、これらの特別保証融資制度の融資枠の確保のための裏づけ資金として、中小企業特別保証融資制度預託金1,300万円を金融機関へ預託しております。

3つ目としましては、平成30年度からの新規事業ですが、新規創業者支援施策として、新たに町内で創業する事業者に対して補助金を交付する創業事業補助金制度を実施しており、実績は6件で603万5,000円となっております。

4つ目は、これも平成30年度からの新規事業ですが、中小企業持続化施策として、店舗の増改築または修繕を行う町内の事業者に対して補助金を交付する営業店舗リフォーム補助金制度を実施しており、実績は5件で93万5,000円となっております。なお、本年度からは、営業店舗のほか事務所や倉庫も対象として実施しております。

5つ目は、企業誘致促進対策として、町内誘致企業との情報交換や国内企業立地動向の情報収集に努めるとともに、福地工業団地の維持管理を行っており、当町の誘致企業13社のうち8社が福地工業団地内で操業している状況となっております。

6つ目ではありますが、本年度の新規事業といたしまして、10月に予定されている消費税の改定に伴い、軽減税率対応のレジスターが必要となることから、レジスター購入に対する補助を新た

に実施しており、8月15日現在の実績になります。町内の7店舗が申請を行っており、予算額200万円のうち約36万円の交付となっております。

次に、労働力不足についてであります。山田賢司議員ご指摘のとおり、商工業のみならず農林水産業や福祉・介護など、あらゆる分野で深刻な問題となっていることはご承知のとおりであります。

この労働力不足を解消するためには、シルバー人材センターを活用した高齢者の雇用や、外国人就労者の確保、非正規雇用従業員の正規化などが考えられます。

シルバー人材センターを活用した高齢者の雇用につきましては、高齢者の雇用の安定等に関する法律に基づいて設立された八戸市シルバー人材センターを活用することとなりますが、臨時的かつ短期的な就業、または軽易で高齢者に向けた安全な就業であることが条件となります。

外国人就労者の確保につきましては、第84回定例会において久保利樹議員からご質問があり、ご答弁申し上げておりますが、ことし4月から施行されております出入国管理及び難民認定法に基づき、これまで高度な専門人材に限定されておりました就労目的の在留資格が単純労働者にも認められることとなりました。しかしながら、一定の知識・経験を要することや、熟練した技能が必要など、業種・業務ごとの技能試験に合格するなどの条件を満たすことが必要となります。

なお、現在、人手不足が深刻な介護分野において、外国人の労働力による担い手不足の解消を目指し、連携協定を締結している八戸学院大学短期大学と連携して、介護・福祉関係の資格を取得するために留学してくる生徒の町内福祉法人への就労について調整を進めているところであります。

いずれにいたしましても、労働力不足に関しましてはあらゆる分野において喫緊の課題でありますので、今後も社会情勢を見きわめながら対策を講じていきたいと考えております。

また、地元の購買力アップでございますが、先般たまたまテレビを見ておりましたら、専門家の方が、講師の方が、青森で講演会があったときに講師の方のお話でございますが、一気に上げようとしてもそれは現実的に無理があると。1%それぞれの地元の町民の方々が、町外から今まで買っていたものを1%町内から買うようにすれば、全体的には相当アップにつながっていくのではないかと、無理をしなくても達成できるのではないかとという講師のお話でございました。

私も聞いていて、なるほどなど。一気にアップを目指してもこれはかなり無理も出てきますが、町民の方々に、まず一人一人が1%、今まで町外から買っている部分を地元から購入しましょうと、こういう啓発活動も非常に大事になってくるのではないかなと思っておりますし、あわせて、地元の商店街の方々も、それぞれもやはり努力をしてもらおうと。消費者に頼るだけでなく、

やはり事業者の方々もいろいろな工夫をしていかなければならないと思っております。

次に、生産人口の減少でございますが、当町に限らず非常に大きな課題でございます。当然、生産人口が少ない年齢層の町は、その将来も当然少ない人口になっていくということになるわけでございますので、今回、第一弾としてニュータウン桜場の販売を行いました。40区画中、今30区画が、契約が済んでおりまして、20代、30代、40代の方々がほとんど契約をされております。南部町全体からするとまだまだ小さい一角になるわけですが、今後の状況を見ながら、これをまたさらに拡大していく必要がないのかどうか、地域をまたよく考えながら、状況を見ながら次の段階を考えてまいりたいと思っております。

それから、将来的に町全体、いわゆる子育てしやすい環境が南部町はいいと、こういう整備も必要であるなど考えているところでありまして、近々、消防屯所のほうもことしの計画でほとんど終了する予定でありますし、今、町内会の集会所、公民館の要望がかなり出ております。毎年2件、3件整備しておりますので、あわせて、できれば各町内に小公園、子供たちがちょっとした自分たちの町内のところでブランコや滑り台や、そのぐらいちょっとした遊べる、そういう場を南部町、なかなか他町村でもないと思いますので、ここを少し意識して小公園整備、できれば町内というふうな環境も整備していきたいと思っております。

雇用問題、最後になりますけれども、今八戸学院との提携を結んでおりまして、フィリピンから今八戸学院大学のほうに留学生が来始めております。その留学生を、私ども南部町に住んでもらって学校に通学をすると。医師住宅を今改修しているところでありまして、あわせて、旧名川病院の健診センター、ここがあいておりますので、そこをその留学生の方々、これは当町に住む留学生のみならず、この地域に住んでいる外国人の方々の国際的な交流センターに改修していきたいと思っております。そして、その留学生の方々をできるだけ、これは恐らく福祉関係の分野になると思いますが、今町内の福祉事業者の方々にアンケートをとり、希望される事業者の方々がほぼ大体見えてまいりました。今後、詳しく詳細を詰めながら、その八戸学院に留学する生徒さんたちが当町に住んで、そして地元の福祉施設で実践として学ぶ、また働いてもらう、今そういう計画で進んでおりますし、東京のある業者さん、山田議員もご一緒にお話を聞かせていただきましたが、人材センターといいますか、そういうのも考えていきたいというふうなお話もいただいております。ただ、代表者の方とお話をしましたら、会社のほうも役員会に正式にかけての議題となるので、もう少し調査をさせていただきたいというふうに伺っております。我々もあらゆるチャンス、そういう部分を逃さないようにしながら労働者の確保、これは農業関係もあります。そういう部分をできるだけあらゆる分野に従事できるように取り組んでいきたいと思っております。

おります。

次に、「森林環境税について」お答え申し上げます。

森林の有する地球温暖化防止や災害防止などの公益的機能を守るため、森林整備などに必要な財源を安定的に確保する観点から、今年度の税制改正において、森林環境税と森林環境譲与税が創設されております。

森林環境税は令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税であり、税額は年額1人1,000円であります。

森林環境税を国から地方公共団体へ譲与するものが森林環境譲与税となります。本来であれば令和6年度から譲与となるものでありますが、森林現場における諸課題にできる限り早く対応するために、今年度から譲与の予定となっております。

令和元年度から令和5年度までの間における譲与財源は、令和6年度から徴収される森林環境税の税収を前倒しして充てるという考えのもとに、暫定的に譲与税特別会計からの借り入れにより対応するものとなっております。借入金は今後徴収される森林環境税から償還することになります。

ご案内の、今年度の当町への森林環境譲与税の額についてであります。約660万円と試算されており、借入金の償還が終了する令和15年度には約2,000万円が町へ譲与される試算となっております。

次に、森林環境譲与税の用途についてであります。総務省では用途について、間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、及びその促進に関するものとしており、この範囲において地域の実情に応じて幅広く活用可能となっているところであります。

ただし、森林環境譲与税は新たな財源として設立されたもののため、新規事業へ活用することが望ましいとされており、既存の事業や人件費への財源充当については好ましくないとされております。

また、用途などについては公表しなければならないこととなっており、現在、詳細な用途については総務省、並びに林野庁において全国調査中であり、町といたしましても県、及び関係機関と連絡調整を図りながら、有効活用を模索してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 答弁ありがとうございました。

商工業振興策であります。町は商工業者に対して手厚い保護を、保護というまでいかないと思いますが、助成金等の支給によって活発に経済活動ができるようにしておるわけです。やはり事業者もそれなりの考えを持って対応していかなければならない。先ほど町長がおっしゃったとおり、売上げが減少する、減少するという中でも、やはり事業者みずからが売上げアップを図るための努力をしていかなければならない、それはもう当然のことでございます。

ただ、今の商工業者の経営者の年齢、その他いろいろ加味しますと、もう高齢化が進み後継者がいない段階で、じゃあどうしたらいいのかなという人たちもたくさんおられます。国はまず事業継承のための相続税等を優遇して、継承がスムーズに進むような方策もとられておるわけですが、当町においてなかなか難しいことであるなど私自身感じているところがございます。

ただ、やはりこの商工業を考えたときに、今のままではとても大変難しい部分が出てくるなど、将来的にはと。それはやはり事業者みずからが努力をすることになるのかなと思っておりますが、ただ、働き手について言えば、これはやはり事業者みずからが動くことも必要なんです、なかなか人口が少なくなっている中で働き手を確保するというのは大変なことに年々なってきたおるわけです。

当町にも外国人就労者、今現在数名おられると思いますが、その数を町は把握しておりますでしょうか。その数を、もしわかるのであれば教えていただきたいなと思います。

先ほど、これから先、子供たちが大きくなって人口がふえるまでの間はまだまだ何十年か先になるわけですから、今急激にその減少に対処するためには、やはり外国人就労というのが大きな起爆剤になるのかなと思っておりますが、いかんせん、就労するためには最低賃金保障、また保険その他いろいろなものに掛けなければできないという部分がございます。その中でやはり厚生……、労働保険等も掛けなければならないわけで、小さな事業所であればそれもまた大変難しい話になってくるのかなと思っております。

今、南部町の中のコンビニにも外国人の方の従業員が見られるようになりました。今までは、東京に行けばほとんどが外国人だよな、コンビニの従業員は、という部分を思っていたんですけども、このごろ南部町でも数名ちょっと見かけるようになってきたという中で、そういう中で我々ももう少し労働者の確保というのは考えなければならないのかな、町自体も考えていかなければならないのかなと思っております。

就労に関して何か、人数の把握もそうですが、何かそういうものを考えておられるのが、フィリピンからの方は介護とかそういうものになるわけですが、そのほかの事業所に対しても何らか

の処置等を考えておられるものがございましたらお聞きしたいと思います。

また、森林環境税については、今導入されてどういうものになるかというのはこれから先の話だと思いますが、今、山林を持っていても税金を払うだけで一銭の得にもならないよねと、相続もしないほうがいいんじゃないのという風潮が世の中出てきております。特に田舎になればなるほどその価値というのが低くなっておりまして、固定資産税払うよりだったら、もう相続しないほうがいいよというふうな風潮にもなっているわけですから、その辺も十分考えていただきながら、使途についてはよろしくお聞きしたいと思います。

外国人の今現在南部町の中で就労している人数等がわかる部分と、あと、介護ばかりでなく、ほかの産業に対しても何らかの外国人就労について町は考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里 司君） 外国人就労者の人数ということでしたけれども、前回、第84回に答弁を申し上げましたときからちょっと調査をしておりますので、そのときの人数ということでしたけれども、ちょっと手持ち資料がなくて、後でお知らせしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしくお聞きします。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、ほかの産業についてはまず今のところ考え方はないようですので、お聞きはしませんが、ただ、久保議員が質問した農業についても、いろんな分野でやはり労働力が不足してきている。ただ、農業の分野、今ちょっと質問とは違いますが、産業において、やはり外国人を雇用するとなるとそれなりの経費もかかるし、いろんな部分でやはり、個人で雇うというのは大変難しい話になってきていると。そういう部分をやはりもう少し考えていただきたいなという部分がございます。

ちょっとあるところで、町長も知っていると思うんですが、そういう中でお話をいただいたと思いますけれども、やはりある一つの事業所が、事業所というか団体が、外国人を南部町の中で受け入れて、その団体から各産業に対して外国人労働者を派遣していく。季節ごとにやはり忙しい分野、暇な分野、いろんな部分があるわけですから、それをその一つの団体が調整しながら、

賃金に対しても保障する、保険に対しても保障する、そういう仕組みづくりってできないんですかねということで、私もちょっとお話をさせてもらった部分が、議会ではないんですけども、個人的にあります。その話もいろいろ含めながら、やはり私たちの生産人口をふやすためには、今急激にふやすためにはやはり外国人の就労って大事だよねというふうに思っております、そういう中で今質問させていただいたわけでございます。

そういう中で、将来いろんなものを考えていくときに、数年先を見据えた行動をしていかないと今の時代ついていけないのかなという部分がございますので、その辺も十分考えながら私も行動していきたいなと思いますし、あと一つ、先ほど言われたレジスターの話でございます。ちょっと私も勉強不足で大変申しわけないんですが、町の助成金がどういうふうになっているかわからないんですが、国が今9月いっぱいの納期ということで助成金を出しているわけですが、9月いっぱいに契約したのも認めるとということで、ちょっと長くするわけですよ。そういう部分、町も、ちょっと詳しく俺も見ていなかったので申しわけないんですが、町のほうのそういう助成金というのもの、今レジスターがすごい駆け込み需要ということで、生産が間に合わないという部分も出てきていますので、その辺も契約すれば10月以降でもいいよというふうに、町もそういうふうなものになっているのかどうか、それを最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里 司君） レジスターに関しましては、国の制度にのっとって町も実施しております。ですから、契約してあれば補助のほうの交付は行くと。先ほど町長の答弁の中でも、現在36万円と、200万円とっていながら36万円というのが、これは8月15日現在でありまして、それからもう二、三件の申請が来ているという状況です。金額に関しましては、レジスター自体が結構開きがあると、購入するための金額に。その金額によつての割合で補助するものですから、現在まだこの分しか出ていないような状況ということになっております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで山田賢司君の質問を終わります。

次に、9番、中館文雄君の質問を許します。中館文雄君。

（9番 中館文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。私も議員活動8年目、最後の一般質問となりました。32回の機会がありましたが、きょう、31回目の質問となります。

私はふだんから、いかにして町民がここに住んでよかったと思えるようなことを私たちは実現していくかというのが議員の一つの仕事だろうと思いながら活動してまいりました。ですから、一般質問の題材も、国で新しい政策を打ち出したときには、町でそれに対してどう対応するつもりかということを経験として取り上げた一般質問も相当あります。

そのほかに、私はよく町内の行事等にはできるだけ参加して、そこに参加している方々の声を聞くようにしています。その中に本当に貴重な意見を、会話の中で出てきます。それを一般質問として取り上げたこともあります。

一番近い例では、3月に私はこの場で一般質問として、楽楽ホールの履物の履きかえ、土足で今までだめだということを経験させてもらいました。そのときに町長から前向きな答弁をいただいて、担当課もすぐに対応していただきまして、7月から履物を履きかえないで楽楽ホールに入場すると。これも町民との会話の中で、そしてまたそうした中で、これはぜひ、個々の担当者に言って話したならば、担当課長が、町長が何と云うかわかりませんということになるでしょうから、こういう場を通じて一般質問という形でさせてもらいましたら、町長もすぐに決断していただきましてあれは実現しました。

そういうことで、私は、一つ一つを大事にする、町民の声を大事にしながら、我々議員活動、日ごろの活動とともにこの本会議場での町長をはじめ理事者の考え方をただしていく、これも一つの仕事だろうと思ひまして、うるさい議員かもしれませんけれども、31回質問をさせてもらってきました。きょうもそういう気持ちでこれからの質問に入ります。

私は、今定例会において、町道の整備また維持管理について、通告しておりました次の2点について質問いたします。

今日までも、整備計画に基づきまして順次事業が進められていることは承知しておりますが、町道の一級路線、または二級路線におきましては、補助事業等を対象とした整備をすることから、標準的な設計構造等が重要となりますし、整備計画により年次計画に従っての整備はやむを得ないと思ひます。

しかし、町道の中にはその他路線として管理する道路が900路線以上あります。もちろん舗装整備されている路線は数多くありますが、町民との会話の中で、現道の幅員でも砂利道路を舗装してほしいとの声を聞くことがあります。特に、住宅が点在する地域ではそうした声大きいと

思います。そのような要望を実現するために、簡易舗装の構造で実施している自治体もあります。そこで、次のことを質問いたします。

町道の中で、その他路線として管理している道路の整備について、簡易舗装を標準として整備の推進を図るべきだと思いますが、そのような整備方法について検討する必要性についてお尋ねいたします。

次に、舗装補修工事について質問いたします。

毎年のことではありますが、舗装面の維持補修は、維持管理の責任からも十分に心していることとは思いますが、今年度の工事の発注を見ますと、4月の後半に町内全体を工事区域として発注されました。この方法ですと、春先の損傷路面への対応には、応急処置で対応はしているかもしれませんが、不十分だと思います。現状を見ますと、補修工事は地域の分割をして発注時期を3月中にして、新年度早々に町内一斉に補修工事を実施できるようにするべきだと思います、次のことを質問いたします。

町道舗装補修工事の発注時期と方法について検討が必要と思いますが、その必要性についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

以上、2項目について町長、並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の「町道の中で、その他路線として管理している路線について、簡易舗装を標準として整備推進を図るべきと思いますが、そのような整備方法について」のご質問であります。

まず、町で管理している町道は、全体で993路線、総延長は約609キロメートルでありますので、大体ここから東京手前ぐらいの距離になると思っております。その内訳は、一級町道が40路線、約90キロメートル、二級町道が51路線、約64キロメートル、その他町道が902路線で約455キロメートルとなっております。

一級、二級の幹線町道につきましては、改修舗装済みは合わせて約152キロメートルで、改良舗装率は約99%とほぼ整備が完了しており、その他町道につきましては、改良舗装済みは約206キロメートルで改良舗装率は約45%となっております。

このように、幹線道路につきましてはほぼ整備が完了しており、現在は、その他町道について

多くの行政区から要望をいただいておりますが、その整備に当たっては、一般乗用車のすれ違いが可能な幅4メートルに、両側の路肩それぞれに50センチメートルを加えた5メートルの道路幅に拡幅し、アスファルト舗装の厚さを5センチメートルとし、舗装下は上層路盤、下層路盤、凍上抑制層を施して、冬季における青森県三八地域の凍結深70センチメートルを満足する路盤構成を標準としております。

今回、中館議員から簡易舗装を標準として整備の推進を図るべきとのご提言をいただいたところですが、簡易舗装は一般的にアスファルト舗装の厚さが3センチメートルから4センチメートルで、従来の砂利路盤を下層路盤とするため、早期に整備を進めることは可能であります。路盤構成が十分でない舗装の耐久性が短くなり維持補修費がかさむことなどから、町道整備に当たっては、町が標準として行っている路盤構成にて今後も進めてまいりたいと考えているところであります。

ただ、それぞれの地域によって、どうしてもそれでもいいと。ただ、その場合には、その後すぐまた改修というのがあるということをご理解いただいて、その間新しい路線を整備しているときには、やはり新しい道路の整備のほうを優先するんですよと、こういうことをしっかりとご理解をいただければ、若干そのような要望に応えてもいいのかなと思っております。ただ、簡易整備は余り長くもちませんので、すぐまた修繕というふうな要望につながってくるだろうと思っておりますので、基本的にはやはり現在進めている町の標準で行っていきたいと思っておりますが、先ほど申し上げました、そういう先には課題があるということもわかってくださる地域においては考えていってもいいのかなとは感じております。

次に、2点目の「町道舗装補修工事の発注時期と方法について検討が必要と思っておりますが、その必要性について」というご質問でございます。

町道舗装補修工事は、アスファルト舗装の穴ぼこや亀裂を解消するため、例年、年度当初に入札により町全体の町道補修を1件の工事として発注しているところであります。

また、これとは別に、3月の年度末に、福地地区、名川地区、南部地区に分けて、それぞれ随意契約で補修工事の対応を行っておりますが、近年は春先に舗装補修が必要な路線が多くなってきていることから、短い工期で補修工事を終わられるよう、補修の対象区域を狭い範囲で定めて、複数の業者にて同時期に施工できるよう、年度当初から随意契約により発注することなどが必要と考えておりますので、私どもも影響が少ない方法、より早くできる方法はどういう方法があるのか考えながら、今後取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 答弁いただきました。

町長の答弁も、例えばさっき簡易舗装の標準だめというの也被われましたが、これは全てそれでやらなければいけないということではないんですよ。というのは、町内でもそこまでは舗装道路でそこからは砂利道になっていますと、どうしても町内でも碎石頼んで自分たちで敷き詰めています。ですから、下層路盤は十分に入っている。そういうところに簡易舗装というのは、それを不陸しながら上層路盤を、例えば3センチから5センチぐらい、5センチ、10センチぐらいの上層路盤を補充しながら、それによって舗装をかける。それが3センチ、4センチ、場所によっては、簡易舗装では大体町単独の工事になると思いますので、それをじゃあここは5センチの舗装厚でかけてあげようということも可能なわけです、私が言う簡易舗装というのは。でなければ、標準でいきますとどうしても、本に書いてあるのはそういう書き方です。何センチで、補充材はこうで、舗装の厚さは何センチ。じゃなくして、町単独で、要望がある地域には、やっぱりその現場を確認して、ここは、路盤は十分に入っているということであれば、不陸することによって舗装だけでも十分対応できる路線が私は町内を回っているとある。それでもいいという要望もありますので。

それから、さっき言った幅員も4メートル、これも一つの標準とすればそういうことでしょうけれども、場所によってはそれもいいという場所もあるはずですよ。ですから、先が見えているところでそれほど、何百メートルというのはなかなかないんですけども、どうしてもこういう地域は先が見えているようなところが、片方は砂利道になっている、そこまでは舗装になっているところなものですから、それほど延々と対向車のすれ違う場所を確保しなくてもできるような場所もあるので、ぜひここは調査しながら、それに対応できるような整備の方法で、少しでもここも舗装になったと喜んでもらえる。

また、ふだん住民が、ふだんの生活道路ですから、どうしても砂利道を歩くのと舗装道路の上を歩くのでは全然住民の感情も違いますし、また、自分たちで、除雪機械が来なくても、舗装面を除雪するのと砂利道を除雪するのでは全然労力が違います。

ですから、その辺を考え合わせて、さっきの町長の答弁の中で、それでもいいという場所、地域があるのであれば検討してもいいかと思っている、それをぜひ前向きにもう一回行政会議等で確認しながら、今までもいろいろな行政会議等で要望は上がっていると思いますけれども、それでもいいのか、こういう方法でもいいのであればということは、ぜひ年度の予算化しながら、少

しでも舗装率、そこに住んでいる住民の心を察して、ひとつ事業化していただきたいというふう
に思います。

それから、もう一つの舗装補修のほうですが、これは、私も町内どこを走っていても、穴があ
けばそこから電話をしています、担当課のほうに。ここの路線に、ここに穴があいていますよ、
このままだと事故が起きる危険がありますよと言って、すぐ応急処置は対応してもらいます。私
は、鳥谷出身だからって鳥谷の道路だけ見ていません。ここに来る途中でも穴があいているとこ
ろがあれば、すぐ連絡しているはずですよ。ですから、そういう形でやっています。

今、町長も答弁の中で、ぜひその辺の発注時期、それから発注の仕方等は検討するということ
ですから、ぜひそれは実現していただきたい。というのは、そういう自治体が3月中に随意契約
で契約結んで、4月1日からすぐ町道の補修に一斉に入るとするのは、ことしもそうでした。担
当課のほうに行きますと、発注して契約して業者も決まっています。ただ、4月末で、実際に動
くのは5月連休が明けてからでなければ動かない。そうすれば、どうしてもそのとった業者によ
っては覚えた地域からスタートしているんですよ。例えば名川地区の業者が受注すれば名川地
区からスタート。そうすれば、福地地区、南部地区が、穴があいていても来ないと。うちのほう
には来ないうちにもう契約も終わりましたという、次の発注まで待たなければいけないという
ことがあるものですよ。これは、例えばこの前報告書で何十トンということになっていますが、
それを30トンずつの発注でも業者は恐らくそういう形のほうが、町民も喜んでもらえるし、安全
な道路になると思います。

ぜひそれは検討して、発注その他は我々の管轄とはちょっと違いますから、随意契約でだめ、
入札かけなきゃだめということかもしれま……金額によっては随意契約でも十分なはずですか
ら。ぜひその辺は、さっきの答弁も前向きな答弁でしたので、そういうことを検討していただ
けるところだと思いますけれども、ぜひその辺のところをもう一度具体的に、担当課長のほうも私が言っ
ているようなことを話した経緯があるものですよ。その辺をぜひ担当課長として具体的に、こ
ういうことであればこうできますとあればぜひ答弁いただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（松橋 悟君） まず簡易舗装のほうですが、先ほど町長が答弁申し上げたとおり、
地域のほうで整備は望むんですが、ここまで幅広いのは要らないとか、路盤はこんなに厚く要ら
ないとか、そういうことを納得していただければ、町が今標準で進めている路盤構成と

というのは、先ほど中館議員もおっしゃったとおり、書き物で定められた、青森県で凍結深、三八地域は70センチと、冬場になれば70センチまで凍るんですよと、それをクリアできる路盤構成を今町としては標準として幅員4メートルで整備しております。ところが、地域によってはそこまで広いの要らない、そこまで厚い路盤要らないということで、納得いただけるのであればそれをもって整備することも全く考えられないということではありませんので、それで了解していただきたいと思います。

それからもう一つ、穴埋めですけれども、これも先ほどの町長の答弁と同じことになりますが、入札1社、4月でやりますと、どうしてもやはり現場に着工するまで期間があいてしまったりというのはことしのまず反省でありました。住民、通行者の皆様にとっては、春先の穴埋め作業というのは毎年見かける光景であって、安全確保のためには4月発注とかということではなくて、多くの区域を細かく分けて、複数の業者で一斉に春先に対応できるように、そのように来年は考えておりますので、よろしいでしょうか。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。

これで中館文雄君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、9月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時54分)

令和元年9月6日（金曜日）

第88回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第88回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年9月6日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第70号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 議案第71号 平成30年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第72号 平成30年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第73号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第74号 平成30年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第75号 平成30年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第76号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第77号 平成30年度南部町病院事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定について
- 第 9 議案第78号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第79号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第80号 平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第81号 平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第82号 平成30年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第83号 平成30年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第84号 平成30年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第85号 平成30年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第86号 平成30年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第87号 平成30年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第88号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条

例の制定について

- 第 20 議案第89号 南部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 21 議案第90号 南部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 第 22 議案第91号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 23 議案第92号 南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第93号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第94号 南部町健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第95号 財産の処分について（チェリータウン桜場）
- 第 27 議案第96号 町道の路線認定について
- 第 28 議案第97号 南部町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 29 議案第98号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 第 30 議案第99号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 31 議案第100号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 32 議案第101号 令和元年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 33 議案第102号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 34 議案第103号 令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 35 議案第104号 令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 36 議案第105号 令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 第 37 議案第106号 常任委員会報告

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 報告第16号 専決処分した事項の報告について

損害賠償の額を定め和解することについて

追加第3 議案第106号 工事請負契約の締結について

(南部町新庁舎建設工事)

追加第4 議案第107号 工事請負契約の締結について

(昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事)

追加第5 議案第108号 南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (15名)

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
4番	坂本典男君	5番	滝田勉君
6番	西野耕太郎君	7番	山田賢司君
8番	八木田憲司君	9番	中舘文雄君
10番	工藤正孝君	11番	夏堀文孝君
12番	沼畑俊一君	13番	根市勲君
14番	工藤幸子君	15番	馬場又彦君
16番	川守田稔君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	金野貢君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君
農林課長	東野成人君	商工観光課長	中里司君
建設課長	松橋悟君	会計管理者	野月正治君
医療センター事務長	佐々木大君	老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君

農業委員会事務局長 夏堀勝徳君 代表監査委員 山口裕貢君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 夏坂由美子 班長 小林京子
主査 坂本裕昭

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第88回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第70号から議案第87号の委員長報告、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に日程第1、議案第70号から、日程第18、議案第87号までの平成30年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案18件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、決算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、沼畑俊一君。

（決算特別委員会委員長 沼畑俊一君 登壇）

○決算特別委員会委員長（沼畑俊一君） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月2日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第70号から議案第87号までの、平成30年度南部町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定についての議案18件につきまして、9月4日、5日の2日間、本委員会におきまして慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、議案第70号から、議案第87号までの18件の議案全て原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号「平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第87号「平成30年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの議案18件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第70号から、議案第87号までの議案18件は、原案のとおり認定されました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第19、議案第88号「消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） おはようございます。

説明資料の3ページをお開き願います。

議案第88号、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税が現行の8%から10%に引き上げられることに伴いまして、関係条例について所要の改正を行うものであります。

改正する条例は、南部町行政財産使用料条例など26件ございまして、改正が必要となる使用料や管理料などをこの議案で一括して改正いたします。

主な内容でございますが、説明資料の3ページから5ページにかけて一覧表形式で、担当課、条例番号と名称、改正内容を記載しております。

施行日は、令和元年10月1日です。

この条例による改正規定は、基本的に施行日以後に使用するものに関して適用しますが、霊園の管理料などの年額の料金については、令和2年4月1日から適用することとし、公共下水道使用料につきましては施行日以降最初の排出量検針までは現行の料金を用いることなど経過措置を設けるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。9番中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） この提案されている条例の中で、料金全部チェックしますと、変わらないものと上がっているもの、また極端なことを言いますと例えば農村改善センター条例の一部改正で多目的ホールの使用料が960円下がっているとか、それからもう一つ、小研究室が逆に1,040円アップ、ただ単なる消費税の8%から10%だけの計算では成り立たないところが数カ所あります。ほかのほうも全部チェックしました。それから、変わっていない単価もあります。変わっているところもあれば変わっていない単価もある。これは、理由が、この際全部料金を見直しまでしたのか、その辺ちょっと理由がわからないんですよね。この提案では、8%から10%に変えるためのという提案ですけれども、料金まで変えているところがあります。これはどういう理由でそういう上がったたり上がらなかったり、下げたりぐっと上げたり、ぐっと下げたりしたか、その辺の事情説明をお願いします。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） では、全般的なことにつきまして私からお答えさせていただきます。

まず、前回の消費税改正におきまして、5%から8%になったときでございますが、そのときに端数処理をしております。円単位のものを例えば10円単位にするなど、端数処理をしております。そのときの上がり幅や今回の8%から10%になった場合の端数処理、そして条例の金額が上限設定というものがございます。上限を定めている条例の場合、そのようなものにつきましては改正が不要と判断したのもございます。また、今回消費税改正によって使用料を見直す

際におきまして、他の使用料との比較なども考慮しまして、担当課において検討し据え置いたものもございます。まず、一例を申しますと、説明資料の別記という冊子がございますけれども、その辺に新旧対照表というのがございますと、そうすると、料金のところに下線が引いたものと引いていないものがあります。引いていないところは改正していないということでございまして、同じものの中でも当然引いていないところがあつて、それは改正していないということで、それは先ほど申し上げましたとおり端数処理によって10円で切り上げるもの、切り上げないもの、あとは切り上げることによってほかの使用料とちょっとバランスがとれないものなど、今回消費税が基本でございますが、そのほかのものも見直しましたので、議員おっしゃったとおり見直しも含めての改正となっております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） だから、そこまで見直しして改正しますという説明だったら私何も質問しなかったんですが、全然そういうあれがなく消費税込に伴うって説明だけだから、ちょっとその中でも、極端に改善センターが約1,000円くらい料金を変えたその理由っていうのは、利用する方にとっては大分違うと思うんですよ、今までよりも1,000円も高くなったとか、1,000円安くなったっていうと、我々は議会で説明受けるからいいんでしょうけれども、申し込みに行ってみたら料金が違いますということがあり得るような数字が出ていました。ですから、その辺は、どうしてここは極端にこういう数字にしたのかを質問します。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） ただいまのご質問に申し上げます。

福寿館の関係なんですけれども、資料別記新旧対照表の3ページをごらんください。

福寿館の関係なんですけれども、従来は改正前の多目的ホール、日中9時から4時まで1時間当たり590円、4時以降9時までが690円で、この単価で12時間使用した場合7,580円となり、全日使用単価の方が8,640円となっております高すぎでした。ですので、調整をいたしまして、今回の改正で7,700円といたしたところがございます。（不規則発言あり）失礼しました。8,640円です。これを7,700円に調整しました。余りにも高過ぎた場合でしたので、7,700円にした場合と、もう

一つ、調理実習室もこれが余りにも安過ぎたというので、今回5,060円に調整いたしました。
以上です。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 先ほど、議員おっしゃったとおり、説明が不十分でしたので大変申しわけございませんでした。見直しも含めての改正でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第88号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号から議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第20「議案第89号南部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」から、日程第22、議案第91号「地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までの議案3件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第89号から議案第91号までの議案3件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の、6ページをお開き願います。

議案第89号から、91号までは、地方公務員法及び地方自治法が一部改正されたことに伴い、令和2年4月1日からこれまでの臨時職員の制度が大きく変わり、会計年度任用職員制度に移行することに対応するため、関係条例の整備、改正を行うものであります。

今回の改正の主な内容は、臨時、非常勤職員の適正な任用等の確保と、これまで臨時職員として雇用していた者について期末手当や通勤手当を支給するなど、給付の見直しを図るものでありまして、議案第89号では正職員より短い勤務時間であるパートタイム会計年度職員の報酬等について規定し、議案第90号では正職員と同じ勤務時間であるフルタイム会計年度職員の給与等について規定し、議案第91号は会計年度任用職員制度に関連して規定の整理など、関係条例7本について所要の改正を行うもので、施行日は令和2年4月1日であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第89号から、議案第91号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第89号から、議案第91号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第23、議案第92号「南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（岩間雅之君） 議案第92号「南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

説明資料の9ページをお開き願います。

初めに、趣旨でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴いまして、住民基本台帳に旧氏が記録されることになり、印鑑登録にも旧氏を併記できるようになることから所要の改正を行うものでございます。

次に内容でございますが、平成27年9月4日に公布されました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法を受けまして、平成29年に行われました全ての女性が輝く社会づくり本部会議におきまして女性活躍加速のための重点方針2017が決定され、その中で女性活躍の視点に立った制度等の整備の取り組みといたしまして、希望する方にマイナンバーカード及び住民票に旧姓の併記が可能になったことに伴い、印鑑証明にも旧姓併記ができるよう関係条例を改正するものでございます。

新旧対照表は、9ページ中ほどから11ページにかけての表のとおりでございます。

施行日は、令和元年11月5日でございます。

以上で、議案第92号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第92号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第24、議案第93号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、説明資料の12ページをお開きください。

議案第93号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

議案第93号は、表題にもありますとおり、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例、この2つの条例の一部改正でございます。

初めに、趣旨でございますが、幼児教育・保育の無償化に関しまして、子ども・子育て支援施行令、以下施行令と言います、及び内閣府令で定めている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、以下基準府令と言います、の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、まず1つ目の条例（1）の南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のほうですが、本条例は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が良質かつ適切な内容及び水準で保育の提供を行うために必要な基準を定めたもので、特定教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所と、特定地域型保育事業所等の事業に関する基準を定めております。

本条例は、基準府令に基づいて制定していることから、基準府令の一部改正に伴い所要の改正をするものです。

①としまして、具体的には、幼児教育・保育の無償化に関連しまして、「支給認定」という文言を「教育・保育給付認定」という文言に改正するほか、所要の改正をするものです。

②としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する規定に関し改正するもので、具体的には次のアから、13ページをお願いします、オまでの内容となっております。

次の2つ目の条例、（2）の南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例のほうですが、本条例は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、利用者が負担する費用等について定めております。

本条例は、施行令に基づいた用語を使用していることから、施行令の一部改正に伴い所要の改正をするものでございます。

具体的には、幼児教育・保育の無償化に関連し、「支給認定」という文言を「教育・保育給付認定」という文言に改正するものでございます。

施行日は、令和元年10月1日でございます。

以上で、議案第93号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第25「議案第94号南部町健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田 勉君) それでは、説明資料の14ページをお開きください。

議案第94号「南部町健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、町直営の南部町居宅介護支援事業所は、平成13年度に名川町において開設され、合併後も町直営で運営してきたところでございます。しかしながら、町内には民間の居宅介護支援事業所が8事業所開設されるなど、民間のサービスが充実してきたこともあり、担当件数が徐々に減少してきているところです。また、平成30年4月からは介護保険制度の改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が県から町に移譲されたところです。

これらのことから、町では今後居宅介護支援事業所を直営で運営するのではなく、町内の居宅介護支援事業所の適正な運営を指導監督する必要があることから、南部町居宅介護支援事業所を廃止することとし所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、本条例で規定している南部町居宅介護支援事業所に関する項目を全て削除するものです。具体的には、次のとおりです。

①としまして、健康センター内に設置することとしている南部町居宅介護支援事業所を削除します。

②としまして、居宅介護支援事業所の業務に関する規定を削除いたします。

③としまして、居宅介護支援事業所の利用者自己負担に関する規定を削除します。

新旧対照表は、下の表のとおりです。

15ページをお願いします。

施行日は、令和元年10月1日でございます。

以上で、議案第94号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第26、議案第95号「財産の処分について（チェリータウン桜場）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋 悟君） 説明資料の16ページをお開き願います。

議案第95号「財産の処分について」を説明いたします。

趣旨ですが、チェリータウン桜場を宅地分譲により土地を処分するため、地方自治法第96条第

1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容ですが、旧剣吉中学校跡地を造成したチェリータウン桜場の宅地40区画を分譲するもので、ごらんいただいております表は分譲する土地について1区画ごとに所在地、地籍、処分価格を一覧にしており、各所在地の位置は下の地番図のとおりです。地番図の上側が青い森鉄道側で、下側が馬淵川の方方向となります。表の中の黄色塗り潰しと地番図の丸済み印がある区画は購入申し込み済みの土地で、30区画となっております。なお、処分価格ですが、販売単価は購入者の年齢、18歳未満の子供の数、町外からの転入によって割引がありますが、売買契約前であるため、販売単価の最高額である1平方メートル当たり1万3,000円を乗じた金額にて表示してあります。表の下段に合計値を表示してありますが、分譲する40区画の地籍の合計は1万2,554.32平方メートルで、処分価格の合計は1億6,320万6,160円となります。

以上で、議案第95号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第27、議案第96号「町道の路線認定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋 悟君） それでは、資料17ページをお開き願います。

議案第96号「町道の路線認定について」を説明いたします。

趣旨ですが、チェリータウン桜場の分譲地内に新設される道路を町道として管理する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容ですが、認定する路線はチェリータウン1号線からチェリータウン4号線までの4路線となります。下の図面は、路線の位置を示しております。図面の上側が青い森鉄道側で、下側が馬淵川の方となります。まず、整理番号1331チェリータウン1号線は、位置図の赤い路線となります。続いて、整理番号1332チェリータウン2号線は青い路線となります。続いて、整理番号1333チェリータウン3号線は黄色の路線となります。続いて、整理番号1334チェリータウン4号線は緑の路線となります。なお、整理番号につきましては、町道路線番号となるものです。

次ページ、18ページをお開き願います。

こちらは、現在の町道認定路線網図に今回の4路線を示したものとなります。

施行日は、告示日となります。

以上で、議案第96号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。7番山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今の区画の認定と町道認定をするわけですが、今販売が終了している区画があるわけですがけれども、その引き渡しの時期というのはどれくらい、いつくらいになるんですか。そこをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（馬場又彦君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） ただいまの、山田議員のご質問にお答えいたします。

引き渡しは、本日議決いただきましたのでこれから契約を進めまして、早い方で9月の末ごろ

に引き渡しする予定となっております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第28、議案第97号「南部町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野 貢君） 説明資料の19ページをお開き願います。

議案第97号「南部町過疎地域自立促進計画の一部変更について」ご説明申し上げます。

今年度実施することとしております町道整備2路線、及び医師住宅建設事業を過疎債の対象とするために、南部町過疎地域自立促進計画を変更するものでございます。

変更する内容は、市町村道の整備としまして町道前田・大坊線の舗装改修工事及び町道下夕町・長尾下線の改良工事。医療の確保対策としまして医師住宅建設事業を追加するものでございま

す。

以上のとおり過疎計画を一部変更することについて、過疎法の規定に基づき議会の議決を求めるものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第29、議案第98号「令和元年度南部町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野 貢君） それでは、議案書の183ページをお開き願います。

議案第98号「令和元年度南部町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に2億203万円を追加し、予算総額を114億1,376万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものから説明しますので、200、201ページをお開き願います。

上段の、2款1項6目企画費の15節工事請負費は、旧名川病院の検診棟を（仮称）国際交流施設として活用するため、改修工事費696万3,000を計上しております。

次に、204ページ、205ページをお開き願います。

中ほどの、3款1項4目老人福祉費の19節負担金補助及び交付金は、地域密着型サービス提供施設の開設準備及び施設整備に係る補助金としまして3,920万円を計上しております。

その下、28節繰出金には、消費税率引き上げに伴う低所得者の介護保険料軽減のための経費としまして、介護保険特別会計へ繰出金として1,727万5,000円を計上しております。

6目障害者福祉費の23節償還金利子及び割引料778万円、これと次のページ、206ページ、207ページの上段にございます3款2項2目保育所費の23節799万9,000円は、前年度の事業費が確定したことに伴う返還金を計上したものでございます。

次に、208ページ、209ページをお開き願います。

2段目にごございます4款2項2目環境事務組合費は、三戸地区環境整備事務組合が行っております葬祭場建設事業の事業費を増額する必要が生じたため、負担金を586万8,000円追加するものでございます。

下段、6款1項11目農村整備費は、ため池浸水想定区域図を作成するための印刷製本費、それから測量委託料として、合わせまして443万6,000円を計上しております。

次に、210ページ、211ページをお開き願います。

中段にごございます、7款1項3目観光施設費は、チェリリン村やバーデハウスなどの観光施設の設備、備品などを改修あるいは更新するための経費としまして1,175万7,000円を追加したものでございます。

次に、212ページ、213ページをお開き願います。

2段目の、8款2項1目道路橋梁維持費は、除排雪経費及び町道の維持補修費を合わせまして8,292万3,000円を計上したものでございます。

歳出につきましては、ただいま申し上げました経費のほかに人事異動に伴います人件費の調整、あるいは議案第99号以降でご審議をいただきます各特別会計への繰出金の補正などを行ってございます。

次に、歳入について説明いたしますので、議案書戻っていただきまして192、193ページをお開き願います。

上段、1款3項1目3節環境性能割、それから2段目の2款3項1目森林環境譲与税、3段目

の7款1項2目自動車税環境性能割交付金、これらにつきましては、さきの税制改正に伴いましてことし10月から新たに設けられることとなる税目及び譲与税につきまして所要の費目を設定したものでございます。これらの金額につきましては、現在未確定であることからいずれも名目計上としておりまして、12月または来年の3月の補正予算に所要額を計上させていただきたく予定としております。

下段の、9款地方交付税は、このたびの補正予算の一般財源分としまして9,803万円を追加しております。

次に、194ページ、195ページをお開き願います。

上段、13款1項1目民生費国庫負担金965万8,000円及び3段目の14款1項1目民生費県負担金482万9,000円は、消費税率引き上げに伴う低所得者の介護保険料軽減に係る国と県の負担金でございます。

下段の、14款2項県補助金の2行目、民生費県補助金は、地域密着型サービス提供施設の開設準備及び施設整備に係る補助金で3,920万円。3行目の、4目農林水産業費県補助金は、ため池浸水想定区域図作成に係る補助金として434万5,000円を計上しております。

196ページ、197ページをお開き願います。

2段目の、17款2項4目地域振興基金繰入金2,869万8,000円は、平成30年度中に納付をしていただきましたふるさと寄附金のうち本年度予算への未計上分を地域振興基金から取り崩すもので、福祉の推進や地域交流の推進など基金の目的に即した各種事業へ充当するための財源補正を行っております。

3段目、18款繰越金は、平成30年度の歳入歳出決算により繰越金が確定したことに伴い697万3,000円を追加してございます。

下段、20款町債は、三戸地区環境整備事務組合葬祭場建設事業費の増額に伴いまして580万円を追加するもので、第2表地方債の補正においても同額を追加することとしてございます。

説明は以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 歳出のほうで聞きます。

205ページの、4目老人福祉費の中で補助金、これはもちろん……そっちが使うと、これは町

内に新たにこういう施設が申し込みといたしますか、あったのか、それとも増設というか、どっちに使うやつなんですか。新たにつくるほうかどうかちょっとお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

新たにつくるものでございまして、公募をかけるものでございます。現在、介護保険の第7期の計画中でございますが、この7期におきまして地域密着型の施設である小規模多機能型居宅介護というサービスがございますが、この施設を1施設計画してございまして、これを整備するものでございます、新たに。今、公募をしているところでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 計画の中ではこれが必要だということで、これからの公募ですね。なければこれは、そのままないという処理になるという……、というのは私、例えば、今ある施設の中で、新たにまたその施設がもう予定があったのかと思った。それはなくて、これから公募するということですか。わかりました。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第30、議案第99号「令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の223ページをお開きください。

議案第99号「令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,978万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,975万6,000円とするものです。

まず、歳出から説明申し上げます。主なものを説明いたします。

232、233ページをお開きください。

上段の1款1項1目一般管理費でございますが、1,631万4,000円を増額し、総額を4,327万8,000円とするものです。これは、2節の給料から4節の共済費までは人件費の調整に伴う減額または増額です。13節の委託料でございますが、国保の市町村事務処理標準システム共同クラウドの構築のためのシステム改修業務として341万円を新たに計上しております。また、18節の備品購入費でございますが、13節と同様に標準システム共同クラウド構築に伴いシステム機器の購入費として1,320万円を新たに計上しております。合わせまして、1,631万4,000円を増額となるものです。

下段、8款1項3目償還金の440万9,000円を増額でございますが、前年度の事業費の確定に伴い、国への返還金でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。主なものを説明いたします。

230、231ページにお戻りください。

2段目の、7款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、1,619万5,000円を増額し、総額を7,129万1,000円とするものです。これは、財源に不足額が生じるため、財政調整基金からの繰入額を増額するものでございます。

3段目の、8款1項繰越金1目その他繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上するもの
でございます。

以上で、議案第99号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第31、議案第100号「令和元年度南部町介護保険特別会計
補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の235ページをお開きください。

議案第100号「令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳
入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,002万5,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,051万3,000円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。主なものを説明いたします。

246、247ページをお開きください。

上段の、1款1項1目一般管理費でございますが、317万2,000円を減額し、総額を2,788万1,000円とするものです。これは、2節の給料から4節の共済費まで及び19節の負担金補助及び交付金につきましては、いずれの節につきましても職員人件費の調整に伴う減額です。また、13節の委託料につきましては、介護事業所台帳管理システムの改修が必要となったことから増額するものです。合わせまして、317万2,000円の減額となるものでございます。

248、249ページをお開きください。

3段目の、4款1項1目介護給付費準備基金積立金でございますが、772万1,000円を増額し、総額を2,326万8,000円とするものです。これは、介護保険特別会計の歳入歳出予算の収支によりまして、積立額を増額するものでございます。

下段の、6款1項2目償還金でございますが、2,434万5,000円を増額するものですが、前年度の事業費の確定に伴い、国及び社会保険診療報酬支払基金及び県への返還金でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。主なものを説明いたします。

242、243ページにお戻りください。

上段の、1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、1,568万6,000円を減額し、総額を5億1,918万7,000円とするものです。これは、現年度分の保険料の本算定により、消費税率の引き上げに伴う低所得者に対する軽減措置が拡大されたことから、1節の現年度分特別徴収保険料につきましては771万5,000円を減額、2節の現年度分普通徴収保険料につきましては797万1,000円を減額し、合わせて1,568万6,000円を減額するものです。

中段の、4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金でございますが、409万2,000円を増額し、総額を6億9,418万7,000円とするものです。これは、2節の過年度分ですが、前年度の介護給付費の確定に伴い、前年度分の交付金が交付されるものでございます。

下段の、7款1項1目一般会計繰入金でございますが、1,727万5,000円を増額し、総額を4億1,087万8,000円とするものです。これは、2節から6節までの繰入金ですが、職員の人件費の調整に伴うものを初め、事務費や低所得者の保険料軽減分として減額または増額をしており、合わせまして1,727万5,000円の増額となるものです。

244、245ページをお開きください。

下段の、8款1項1目繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上するものです。

以上で、議案第100号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第32、議案第101号「令和元年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 議案書の251ページをお願いします。

議案第101号「令和元年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,636万4,000円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。

260、261ページをお開きください。

1款1項3目訪問看護サービス事業費の41万円の減額でございますが、2節の給料から19節の

負担金補助及び交付金まで、職員人件費の調整に伴う減額または増額で、合わせて41万円の減額となるものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

258、259ページにお戻りください。

2款1項1目一般会計繰入金でございますが、41万円を減額するものです。これは、歳出でも説明いたしましたが、職員の人件費の調整に伴い、2節の訪問看護事業費繰入金として一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

以上で、議案第101号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第101号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第33、議案第102号「令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の263ページをお願いいたします。

議案第102号「令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,225万9,000円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。

272、273ページをお開きください。

上段、1款1項1目一般管理費の5万8,000円の増額でございますが、これは2節から19節まで、いずれの節につきましても職員人件費の調整に伴う増額または減額で、合わせて5万8,000円の増額となるものです。

下段、3款1項2目償還金でございますが、118万5,000円を新たに計上するものです。これは、23節償還金利子及び割引料ですが、前年度の国庫支出金の返還金として新規の計上をするものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

270、271ページにお戻りください。

上段、3款1項1目一般会計繰入金でございますが、9万1,000円を減額するものです。これは、歳出でも説明いたしましたが、職員の人件費の調整に伴う増が5万8,000円、また繰越金の計上に伴う一般会計からの繰入金の不用額分が14万9,000円、合わせて9万1,000円を減額するものでございます。

その下、4款1項1目繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上するものです。

以上で、議案第102号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第102号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第102号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第34、議案第103号「令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋 悟君） それでは、議案書の275ページをお願いいたします。

議案第103号「令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,080万円とするものでございます。

284ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明申し上げます。

1款1項1目施設管理費ですが、810万円を増額し、2,562万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、公共下水道施設の維持管理におけるマンホールポンプ場の汚水ポンプ1台が劣化により正常に機能しなくなり交換修繕が必要となったため、11節需用費170万円の増額をするものでございます。また、南部浄化センターの維持管理における水処理施設内のろ材の入

れかえと、余剰汚泥の脱水運搬処分が必要になったことにより、13節委託料640万円の増額をするものでございます。

以上が、歳出の説明でございます。

282ページにお戻りください。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、810万円を増額し、9,835万5,000円とするものでございます。これは、歳出で説明申し上げました施設管理における需用費及び委託料の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上で、議案第103号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第103号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第35、議案第104号「令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋 悟君） 議案書の287ページをお願いいたします。

議案第104号「令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ765万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,615万円とするものでございます。

296ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費でございますが、5万円を増額し、878万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、職員人件費の調整に伴う3節の職員手当等、4節の教材費の合計5万円を増額するものでございます。

1款1項2目施設管理費でございますが、760万円を増額し、8,290万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、農業集落排水処理施設の維持管理における上名久井地区及び下名久井地区の水処理機械設備、曝気攪拌装置などが劣化により修繕が必要になったこと、また片岸地区マンホールポンプ場のポンプ1台が劣化により交換修繕が必要となったため、11節需用費760万円の増額をするものでございます。

以上が、歳出の説明でございます。

294ページにお戻りください。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、765万円を増額し、2億708万5,000円とするものでございます。これは、歳出で説明申し上げました職員人件費の調整及び施設管理費における需用費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上で、議案第104号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第104号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第36、議案第105号「令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(藤嶋健悦君) それでは、議案書の299ページをお願いします。

議案第105号「令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ801万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,707万円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

308、309ページをお開きください。

3、歳出、主なものをご説明いたします。

1款1項1目一般管理費でございますが、801万8,000円を減額し、2億5,989万6,000円とするものです。人事異動に伴う調整で、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費及び19節負担金補助及び交付金の減額になります。11節需用費、修繕料は、屋上防水シート修繕に係る増額です。15節工事請負費は、焼却炉撤去工事によるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

306、307ページをお開きください。

2、歳入についてご説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金は、801万8,000円を減額、財源調整により減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第105号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 日程第37、常任委員会報告を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。

本日、町長から、報告第16号、専決処分した事項の報告について「損害賠償の額を定め和解することについて」、議案第106号「工事請負契約の締結について（南部町新庁舎建設工事）」、議案第107号「工事請負契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事）」、議案第108号「南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について」の報告1件、議案3件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第16号、及び議案第106号から議案第108号までの報告1件、及び議案3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午前11時22分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前11時23分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました報告1件、議案3件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、初めに、報告第16号「専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて」であります。令和元年6月21日、南部町大字相内字澤構地内を走行中の南部町所有バスと、相手方車両が接触した事故に関し、相手方と和解を成立させ損害賠償の額を決定することについて専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づきこれを報告するものであります。

次に、議案第106号、及び議案第107号「工事請負契約の締結について」であります。南部町新庁舎建設工事、及び昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事の工事請負契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第108号「南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について」であります。令和元年11月30日をもって任期満了となります管理会委員5名の選任について、南部町財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は全て再任の方で、住所、南部町大字上名久井字中町・・・、氏名、掛端光男氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく、住所、南部町大字上名久井字上町・・・、氏名、四戸清榮氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく、住所、南部町大字上名久井字下モ町・・・、氏名、松本福松氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく、住所、南部町大字高瀬字上宮野・・・、氏名、小澤田晃氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく、住所、南部町大字高瀬字宮野・・・、氏名、四戸武彦氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。

選任する方々は、いずれも優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め選任いたしたくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和元年12月1日から令和5年11月30日までの4年間であります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第16号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 追加日程第2、報告第16号「専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 追加提案の説明資料の1ページをお開き願います。

報告第16号「専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて」ご説明いたします。

発生日時でございますが、令和元年6月21日午前7時5分ごろ。場所は南部町相内地内。相手方は南部町在住の男性。過失の割合につきましては、相手方の損害のうちの20%を負担するもので、損害賠償額は1万5,174円でございます。

事故の内容でございますが、南部町所有のバスが相内地内を走行中、進行方向右側にある相手方敷地から走行してきた車両とバスの後方右側が接触したものでございます。

なお、損害賠償につきましては、全国町村会総合賠償保障保険で対応してございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第16号を終わります。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第3、議案第106号「工事請負契約の締結について（南部町新庁舎建設工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の2ページをお開き願います。

議案第106号「工事請負契約の締結について（南部町新庁舎建設工事）」についてご説明いたします。

契約の相手方でございますが、五洋建設・松本工務店特定建設工事共同企業体。

構成員は、宮城県仙台市青葉区二日町16番20号、五洋建設株式会社東北支店常務執行役員支店長 中村俊智及び南部町大字上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店代表取締役 松本保築。

請負代金は、25億1,350万円。

落札率は、94.66%。

条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、南部町役場と公民館の建設で、総建築面積は合わせて3,513.8平方メートル。役場庁舎は、鉄骨造制震構造の3階建てで、延床面積は4,869.2平方メートル。公民館は、鉄骨造耐震構造の平屋建てで、延床面積は1,408.8平方メートル。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から、令和3年3月19日までとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） この工事は、南部町にとりましても最大規模の工事であり、いろいろな業者が絡む、業者といいますか業種の、職業を持った方々が絡む工事ですので、これは、契約は契約としてあれですけれども、例えば地元発注者として地元の業者をできるだけ下請けといいますか協力体制の中に入れてもらう、そういうことは条件としてつけるのかつけないのか。そのまま全て任せていくのかっていう、その辺はどういう考え方をしているかですね。お聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） ただいまのご質問ですが、この入札をやる段階での条件に、例えば町内の業者を下請けとして使うこととかというような条件は付してはございません。基本的には、当然その業者さん方の関係になりますが、そのことも含みまして、やはり議員おっしゃったとおり、町最大の事業でもございますので、今回は大手企業、いわゆる経験、技術等をお持ちになる大手企業と、それと町内業者の育成、そして町内の経済の活性化ということも含めまして、町内の業者ということのJV方式にしたものでございます。また、これは、業者からのお話として聞いているところでございますが、やはりできるだけ、そのような人に関しても地元の人を使いたいという意向はあるということで聞いておりますが、それを条件として付した契約ではありません。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 余り条件つけると逆に元請けから逆提案されて、これで協力してくれと、発注者から言われているからこの金額であんたのところ頼むということがあり得るものだから、余り強制的なことは私もすれば大変だと思いますけれども。その辺はただ、それから、工期も今いろいろな、世間で騒がれていますいろいろなことで工期延長、その他相当各自治体の公共工事でもありますけれども、その辺はもちろん応札した方々はその辺をわきまえてのことだと思いますけれども、その辺は十分に、これはもちろん施工監理する設計業者というのは別にまたついてくるでしょうけれども、その辺のところは十分に対応した形で進めるようお願いしておきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第106号を採決します。本案はこれに決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、追加日程第4、議案第107号「工事請負契約の締結について(昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事)」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(久保田敏彦君) 説明資料の3ページをお開き願います。

議案第107号「工事請負契約の締結について(昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事)」についてご説明いたします。

契約の相手方は、南部町大字高瀬字上宮野24番地1、株式会社四戸興業代表取締役 四戸 肇。

請負代金は、8,207万9,800円。

落札率は、89.25%。

条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、施工延長215メートルの道路改良工事であります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から、令和2年3月19日までとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(馬場又彦君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第107号を採決します。本案はこれに決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、追加日程第5、議案第108号、南部町名久井岳財産区管理委員会委員の選任についてを議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第108号を採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
議案第108号は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了いたしました。
閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第88回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月2日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

追加提案いたしました案件も含め、提出いたしました全ての案件につきまして慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに対しまして、心から御礼申し上げます。

とりわけ、平成30年度南部町一般会計及び特別会計の計18件の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会において綿密なご審議をいただき、深く敬意を表する次第であります。

審議の中で、議員各位からいただきましたさまざまなご提言には十分留意いたしまして、今後の行財政運営に役立ててまいりたいと考えております。

さて、東北農政局が先月末に発表した令和元年産米の作柄概況によりますと、南部・下北地域は「やや良」と見込まれております。

また、もみの成熟ぐあいを示す登熟も「平年並み」とのことであり、農家の皆様には、天候に応じた生育管理の徹底をお願いするとともに、今後も気温・日照時間ともに良好に推移し、平年以上の収量が確保されることを期待するものであります。

リンゴや梨などの果樹も順調な生育ぶりとのことであり、今後も安定した天候によりすばらしい出来秋を迎えられますことを祈念するとともに、町内の観光農園におきましては多くの皆様に当町自慢の秋の味覚をお楽しみいただきたいと考えているところであります。

また、明後日から始まる「名川秋まつり」と、来週14日、15日に開催される「とまべちまつり」

が、多くの来場者でにぎわいを見せますことを期待するものであります。

さて、令和元年度の南部町防災訓練は、来月20日、南部地区を会場に実施いたします。今回の訓練は、南部町地域防災計画等に基づき、地震、大雨及び火災による被害の発生を想定し、町や、各防災関係機関及び町民の皆様の参加・協力のもとに、総合的かつ実践的な訓練を実施することにより、災害時における相互協力体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的に開催するものであり、関係各位多数のご参加をお願いするものであります。

さて、議員各位におかれましては、今議会が任期中最後の定例会となりまして、今月末をもって任期満了となります。これまで、人口減少対策等の各種事業や馬淵川の整備促進など順調に進めて来られましたのも、議員各位のご支援、ご協力があったからこそであり、深く感謝申し上げます。次第であります。

現在の任期をもちましてご勇退される議員におかれましては、これまでの町政へのご協力に対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。どうか、健康には十分にご留意いただきまして、今後ますますのご活躍をお祈りするとともに、在任中と変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、立候補を予定されている同士の方々におかれましては、町民の皆様に希望や夢があふれ、喜びや幸せを実感できる南部町を共につくるため、ご健闘をお祈り申し上げますとともに、皆様方のこれまでのご尽力、ご支援に、心から感謝を申し上げ、本定例会のお礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（馬場又彦君）　ここで、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月2日から本日までの5日間でありましたが、議員各位におかれましては議会運営にご協力いただきまして、ここに閉会の運びとなりました。議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長初め理事者各位のご協力に対しまして深く感謝を申し上げます。理事者各位におかれましては、審議の過程において表明された提言、意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう、町長初め理事者各位をお願い申し上げます。

さて、今月30日をもって任期が満了するのでありますが、特に緊急案件のない限り、本日をもって任期中最後の議会となります。議長に就任して以来4年間、皆様方のご協力を賜り、職務を果たすことができましたことに対し、感謝申し上げます。時期町議会議員選挙も近づいてまいり

ましたが、議員各位におかれましては、健康に十分注意され、明るい選挙運動のもとに当選され、再びこの議場で相まみえますことを心より念願いたす次第であります。

皆様におかれましては、今後ともご健勝でますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げて、簡単ではありますが閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

これをもちまして、第88回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 西 野 耕太郎

署 名 議 員 山 田 賢 司